新規登録弁護士（官公署等所属）記載用　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

第二東京弁護士会会長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 官公署等(\*)： | 住所  名称 |
| 新規登録弁護士名： | （自筆又は職印を押印） |
| 登録番号： |  |

新規登録弁護士研修（刑事弁護事件研修）猶予届出書

私は、刑事弁護事件を受任する意思がなく、かつ、上記の官公署等の職員又は使用人として当該官公署等に対して職務専念義務を負っているので、会員研修規則第10条第3項第2号に基づいて、新規登録弁護士研修のうち被疑者弁護事件又は被告人弁護事件を1件受任する研修の猶予を届け出ます。なお、刑事弁護事件を受任する意思が生じたとき、又はかかる職務専念義務を負わなくなったときは、その旨を貴会に知らせた上、猶予された研修を速やかに履修します。

（\*）この届出書における「官公署等」とは、官公署又は公私の団体（弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を除きます。）をいいます（会員研修規則第10条第3項第2号）。

以上